



『嬉遊笑覧』が引用する『衣食住の記』

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2012-01-27 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 吉見, 孝夫 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.32150/00007179

『嬉遊笑覧』が引用する『衣食住の記』

吉 見 孝 夫

一

喜多村筠庭の『嬉遊笑覧』（文政二三―一八三〇年成立）が有する資料的価値は、いままら多言を要しない。ここからは、社会史であれ、文化史であれ、言語史であれ、多くの実りを期待することができる。昨二〇〇二年には岩波文庫から著者自筆本の翻刻が刊行され始めた。今後一層多方面で利用されていくことが予想される。

この書の特徴の一つは、全編これ引用と行ってよいほどの、記紀万葉から近世の随筆類にまで及ぶ、古今の文献からの博引傍証ぶりにある。どのような目的であれ、『嬉遊笑覧』を利用するうえでは、どのようなテキストによったのか、引用に誤りはないか、などその引用文献についての調査研究が不可欠である。あるいは、どこまでが引用で、どこが筆者の言なのか明確に判別できない箇所もままあり、その確定も欠かせない。本資料の引用文献全体を見通すことがまずは求められる。この小論

はそれに資するために、ささやかながら一つの引用文献につき、調査するものである。

二

ここに取り上げるのは、本資料が引用する『衣食住の記』という文献である。『衣食住の記』（原文では「衣食住の記」あるいは「衣食住記」と表記される）の引用は、「居処」「服飾」「飲食」「茶」にわたって二十一箇所にのぼる。

『衣食住の記』とはいかなる文献か。『国書総目録』『古典籍総合目録』には該当するものは見当たらない。喜多村筠庭の注記によると、「作者をしらず天明の今六十余歳とあり」（次節のA参照）「享保初より天明に至る六十余歳の人の記なり」（次節のH1参照）とあり、天明期（一七八一―一七八九）に成った随筆とは判明するが、それ以上は不明である。

小論はその不明部分を少しでも明らかにしようとするものである。結論をいえば『衣食住の記』とは越智久為著とされる『反

古染』と推定できる。『反古染』は国会図書館等数箇所^に写本が存する。『続燕石十種』に翻刻があり、目に触れにくいものではない。

三

以下に『嬉遊笑覧』の『衣食住の記』引用箇所と、『反古染』の該当する箇所を対照させる。『嬉遊笑覧』は『日本随筆大成別巻』（吉川弘文館 一九七九年二月）に、『反古染』は『続燕石十種 第一巻』（中央公論社 一九八〇年五月）による。A、B等のラテン大文字は『嬉遊笑覧』を、a、b等のラテン小文字は『反古染』を示す。D1、D2のように続き番号が付されているのは、『嬉遊笑覧』において連続している箇所である。ただしd1、d2等はD1、D2等に対応する箇所であつて、d1、d2が『反古染』において連続しているとは限らない。『嬉遊笑覧』の『衣食住の記』引用文中で『反古染』と異なる語句には波線を付した。また『反古染』中の『嬉遊笑覧』引用の『衣食住の記』と一致する部分には傍線を付した。

A

「衣食住の記」^{作者をしらず天明の今六十余歳とあり}享保の中頃迄諸侯大夫の殿門表長屋の屋根の厚さ五寸七寸のこけら葺、棟には瓦を置き鳥飛と云ふ木を渡し井筒に天水桶を入れ火敷を添へ屋根に上置き腰板は梅檜つがひのきの節なしきらびやかなりしに、度々の火災ゆえ用心の爲にとて瓦屋根に造り替腰板も腰瓦にかはれり〔割註〕江戸町々に火見やぐら出来長屋の

a

壁に瓦を用る事此時なるべし。」又云小屋敷町屋などは蠣壳を屋根へあげ軒に貝留を板にて打〔割註〕新見老人の「昔々物語」に、昔は江戸中に蠣壳葺四五軒ならで見ず、近年は大かた蠣壳葺となると享保十七年にかくいへり。」尚も火用心に瓦葺となり塗屋造りに替れり云々（卷一上（居処）別巻7 八七・八八ページ）

享保の中頃迄、諸侯大夫の殿門、表長屋の屋根は、厚さ五寸七寸のこけら葺、棟には瓦を置、鳥飛と云木を渡し、井筒にて水桶を入、火敷を添、屋根に上置、腰板は、梅、檜の節なし、きらびやかにありしが、度々の火災故、火の用心のためとて、瓦屋根に造り替、腰板も腰瓦に替り、小屋舗、町屋敷などは、蛸殻を屋根へ上げ、軒へ貝留を板にて打、屋根は一面に蛸殻にて、時ならぬ雪の気色也しに、尚も火の用心とて、御旗本方より町屋敷迄も、瓦拜借と云事にて、御金を御借し被下、夫より不残瓦葺、棧瓦、丸瓦松皮葺、並瓦市松ぶき、段々工風をこらし、塗屋造りに替りし故、人々安堵の思ひに住す、（二一八ページ上段）

aの傍線部分をつなげばほぼAになる。〔割註〕部分は編者喜多村筠庭の言である。以下の〔割註〕部分も、Kを除いては同様。Aの波線部分「瓦葺きとなり」はaの「御旗本方より」から「段々工風をこらし」までを簡略化したものである。

B

屋根に用る板、是も前の記に屋根板は元文の末より杉を

片出し月役と云ものこれ有り、こけら葺の下地に用ひしが是も同頃より享保広ごまひといふものを工夫し出し月役はなく成りぬ、瓦下には杉皮葺を用云々〔割註〕広こまひ此時始て出来し物には非ず後を見よ。(巻一上(居処)別巻7 八九ページ)

屋根板も樅櫓成りしが、元文の末より、杉を屋根板に片出し、月役と言物有て、こけら葺の下地に用ひしが、是も同頃より、広こまひと云物を工夫仕出し、月役はなく成りぬ、瓦下には杉皮葺を用ゆ、(二二八ページ下段)

BはAに近接した箇所「前の記」は「衣食住の記」を指す。B、bはほぼ同文である。

C 「衣食住」の記といふものに、享保迄は肩衣広からず元文の頃より横麻のかた衣広くなり、鯨ひげを入れ肩を一字に仕立小舟に帆かけたる如く、地合も享保元文迄は目すきばりとてしやんとして音なきやうに粘かげんを好みに、明和の頃より粘強く紙のほりの如くなれり、袴も武家と町屋は違ひ襦フダを下けたるをば町人仕立と卑しめしに天明の頃は町人の様に仕立急に馬に乗ること成がたし

○つぎ上下などは享保迄は甚の略服にて、暖氣の時など着用し冬は決して用ひざりし、元文の末御役人平日は染上下に不及、つぎ上下小紋編類取交用候様とありてより、押並てつぎ上下着用になりし、天明の今は歴々も極寒に

c 用らるとあり(巻二上(服飾)別巻7 二〇三ページ)仕立、肩衣広からず、元文の頃より、横麻の肩衣、広く

鯨の髭を入、肩を一字に仕立、小舟に帆掛たる如く、享保、元文の頃は、目すき張とて、しやんとして、音なき様に粘かげんを好しに、明和の頃より、安永、天明の頃は、粘こわく、紙織の如く、享保、元文の頃は、袴の仕立、武家、町人とは殊之外違、武家は襦を下けたるをば、町人仕立とて卑しめしに、天明の頃、袴の仕立町人の如く、急に馬に乗事ならず、(中略)継上下は、享保の頃、甚の略服にて、暖みの時分拵着用、冬拵は決而着用せず、元文の末、御役人染上下に不及、平日は継上下にも、小紋、絹類取交着用候様被仰出、夫より押並、継上下着用になりし、安永、天明の今は、御歴々も、極寒に継上下を被為召也、(二二三ページ上段・下段)

cの『反古染』では「仕立、肩衣広からず」が享保までの特徴であることが前からの文脈の支えでわかるのであるが、その支えをもたない引用では意味不明となるので、Cでは波線部「享保迄は」を補ったものである。他はほぼ同文である。

D1 「衣食住記」に、享保の頃までも絹細羽二重、色は浅黄もえぎすみる茶などの股引または脚半なりしが、宝暦の頃よりパッチ流行お納戸茶、明和の頃より茶色に替り股引脚半は廢り、武家町人等等しくパッチ尻つまげ専らなり。(巻二上(服飾)別巻7 二二九ページ)

d 1 享保の頃、縮緬、羽二重、色は浅黄、もへぎ、すみる茶

杯の股引、又は脚半也しが、宝曆の頃より、ぱつち流行、御納戸茶、明和の頃より、花色にvari、股引、脚半はすたり、武家、町人、等しくぱつち、尻つまげ専ら也、(二二四ページ下段)

d 1の「縮緬」「花色」がD 1で「絹紬」「茶色」となっているのを除けばほぼ同文である。

D 2 同記又云、立つけは武家の着る事にて有りしが踏込とい

ふ物はやり出て、元文の末より立つけは下等のもの、きる物になりし、されども御番方の衆は古法故か踏込に括る紐を付置入用の節は立付になるやうに仕立用るなり、初めは股引脚半と二物なりしを其後のべ付に拵へボタンかけの股引となりしも、象渡りし後は象股引とてボタンかけは廃る(巻二上(服飾)別巻7 二一九ページ)

d 2 裁着は武士の着る事にて有しが、踏込なちつけといふ物流行出

て、元文の末より、裁着は下輩の者の着る物に成りし、然共、御番方の衆、古法故か、踏込に結り紐を付置、入用の節、裁着に成る様に仕立用るなり、初は、股引、脚半と二物成しが、其後、延付に拵へ、牡丹掛の股引も、象渡りし後は、象股引とて、牡丹掛は止む。(二二五ページ上段)

「下等」と「下輩」(四節参照)、「廃る」と「止む」とい

た語句の差異を除けばほぼ同文である。

E 「衣食住記」木綿合羽元文頃迄は武家は紺黒の半合羽な

りしが、町人は紺花色小倉織肥後木綿などの長合羽、元文の頃武家も長合羽になる、其後木綿のかすり織芭蕉布葛布、歴々は享保頃より羅紗羅脊板、宝曆の頃より黒琥珀七子織黒丹後等なり(巻二上(服飾)別巻7 二二四ページ)

e 木綿合羽、元文の頃迄は、武家は、紺、黒の半合羽成り

しが、町人は、紺花色、小倉織、肥後木綿などの長合羽、元文の頃、武家も長合羽に成る、宝曆の頃、織色の木綿花色、武家、町人一同に、半合羽に成る、其後、木綿のかすり織、芭蕉布、葛布、御歴々は、享保の頃より、羅紗、羅背板、宝曆の頃より、黒琥珀、七子織、黒丹後専ら也、(二二四ページ下段)

eの傍線部をつなげばほぼEの文になる。

F 「衣食住記」元文ごろ頭巾しころを付、しころの端にボタ

ンを付顔を覆ふ、是を覆面頭巾と号し異名をとうもかうもといふ、制せせられて止と云り。(巻二上「服飾」別巻7 二二八・二二九ページ)

f 元文の頃よりしころを付、しころの端に牡丹を付、顔を

覆ひ、是をふく面の頭巾と号し、異名をどふもかふもと言也、御触有之止む、(二二四ページ下段)

異同は「制せられて」と「御触有之」ぐらいである。

G

「衣食住記」に、元文の頃迄は綿ほうし丸わた舟わた瀬川わた、其後ちりめん羽二重紫ほうし浅黄ほうし白練に紅裏ほうし、宝暦のころ黒ほうしお高祖頭巾、それよりむきつらになりたり、元文頃までは女のかぶり物なしに出ありくことなかりしにいつとなくかぶりものは止み、安永の頃よりそろくと御堂ほうし御堂わた一向ほうし共いへりとあり。(卷二上(服飾)別巻 二三五ページ)

g

同くかぶり物は、元文の頃迄は、綿ほうし、丸わた、上わた、瀬川わた、其後、縮緬、羽二重、むらさきほうし、浅黄ほうし、白練に紅裏ほうし、宝暦の頃、黒ほうし、御高祖頭巾、夫よりむきつらに成たり、元文の頃迄は、女のかぶり物なしに出ありく事なかりしに、いつとなくかぶり物は止む、安永の頃より、そろくと、御堂ほうし、御堂わた、一向ほうしとも言い、(二一六ページ上段・下段)

H 1

○「衣食住記」享保初より天明に至る六十余歳の人の記なり男女衣服流行の染色悉々あり、今その大略を録す。享保の頃は小袖の仕立丈長からず、丸袖にて袖口にこよりはりがねを入れて芥子ぐりにしやんと縫立、袖ぐり黒すみる茶ゆきは短し、染色は黒とび黒こび茶ぎんす、竹などなり、元文の頃丈長く袖

h 1

少し大く御服袖口とて針かず少く縫、ゆき長く黒袖べり色は檳榔子くり梅藍みる茶木賊色、宝暦の頃袖口いよくふとく角袖にへり御納戸茶、身は狭くふき女のふきの如し、染色は御納戸茶千歳茶す、竹なり、明和の頃より袖口広く袷の如し、染はるり紺こんぎ、やう藍鼠花色、安永天明の頃は身は、広く借着したるが如し、染色ひわ茶紫とびなり、小紋縞さまく服の地合等繁多なれば悉く挙がたし、たゞ一二を記す、享保頃小紋花色の桜ほうふりあられ輪違ひ、安永天明の初にまた流行る、元文にあふぎや染上代ぞめ豊後絞市松染、宝暦ころ入子稲妻あられ万字南京染さらさ染、明和の頃古手がへし鹿子、安永天明青茶小紋菊多摺その外織島さまく、大かた此頃まで郡内丹後八丈上田の類なり、享保には八丈は甚少く八反がけなどもありしかど中人以下は着ることあたはず、たま〜あるも黄八丈無地又は横島ばかりなりしに、段々はやり出て竖じま格子とび色黒手好みに随ひ織わたす、昔の菊多すりなどは小切も見えず、又裏の色は浅黄白萌黄すみる茶なりしが、元文ごろ黒うら煤竹、宝暦ころ御納戸茶千歳茶、明和に紅のかくし裏額うら、安永天明の初め花色もえぎ色の昔にかへる(卷二上(服飾)別巻7 二五八・二五九ページ)

享保の半頃、小袖の染色は、黒、黒飛、黒媚茶、きてん、煤竹、元文の頃、檳榔子、栗梅、藍みる茶、木賊色、宝暦の頃、御納戸茶、千歳茶、煤竹、明和の頃、留

り紺、桔梗、藍鼠、花色、安永、天明の^⑧ひわ茶、青花、紫飛、小紋は、花色の桜ほうふり、あられ小紋、藍鯨小紋、きてん返し、鶉の目返し、茶小紋、元文の柿色小紋、おふぎや染、上代染。もんけん染、紙子染、豊後絞、市松染、宝暦の頃、通し小紋、あられ小紋、入子稲妻、あられ万字、煤竹通し小紋、南京染、中形の浅黄染、青海波、麻の葉小紋、鼠色小紋、一つは鹿の子、古手返し、安永、天明の初は、青花小紋と、享保のむかしに返り、桜ほうふり、あられ輪違、きてん返しの八丈縞、羽二重縞、八丈の横縞、菊多摺、郡内じま、縦じま、横縞、ごばん縞、格子縞、ふうつつう織、かすり織、海黄縞、備前縞、元文の頃、菱郡内、紋郡内、丹後縞、ごまがら織、八丈縦縞、小六じま、大名縞、角つなぎ、さん崩し、二重格子、宝暦の頃、めくら縞、上田縞、明和の頃より、安永、天明の頃、八丈のvariじま、上田八丈、袖八丈のまがひ物、享保の頃は、八丈織甚弘底にて、今の通り八反織も有といへども、中人以下の着る物にあらず、適有りても、黄八丈無地、又横縞計の様成りしに、段流行出し、縦縞、横縞、格子縞、飛色、黒手、好に随ひ織渡す、昔見し菊多摺杯は小切も見へず、裏地、浅黄うら、白うら、もへぎうら、すみる茶いろ、元文の頃、黒裏、煤竹、宝暦の頃、御納戸、御納戸茶、千歳茶、明和の頃、紅の隠し裏、額裏、安永、天明の初、花色、もへぎ色の昔に返る、(略)^①小袖の仕立、丈け長からず、丸袖、袖

口に、こより、張金を入れて、芥子く、り、袖口^②しゃんと縫立、袖へりは墨すみる茶、行短く、^④元文の頃、丈け長く、袖少し大きく、御服袖口とて、針数少く、太く、行長く、黒袖べり、^⑤宝暦の頃、弥太く、角袖に、袖へり御納戸茶、身幅狭くふき、女のふきの如し、^⑥明和の頃より袖口広く、薄く、^⑦裕の如し、^⑧安永、天明の頃、身幅広く、借り着したるが如し、(二二二ページ下段)

h1は初めに時代を追って染色、模様を記述し、その後には仕立て様の変遷の記述に移る。H1は仕立て様、染色、模様をまとめて時代を追って記述する。それ故に一瞥しただけでは、H1がh1の引用であるとは見えにくい、実際のところH1はh1を組替えただけである。h1の傍線部分^①乃至^⑬をこの順に並べ替えばH1の前半部分となる。情報提示の順が異なるだけで、情報量は同じである。H1の「享保には八丈は」以下はh1の「享保の頃は……昔に返る」とほぼ同文である。

H1の波線部分「男女衣服流行の染色悉々あり、今その大略を録す」「小紋縞さまざま、服の地合等繁多なれば悉く挙がたし、たゞ一二を記す」は『衣食住の記』の記述に対する編者のコメントである。

同じく波線部分「その外織島……八丈上田の類なり」は、h1の「安永、天明の初め、……袖八丈のまがひ物」の部分の要約となっている。

H1の「さらさら染、明和の頃古手がへし鹿子」の「さらさら染」

はh1に見当たらない。「明和の頃古手がへし鹿子」はh1の「宝曆頃、……一つは鹿の子、古手返し」とあるのに該当する。H1は「明和の頃」とあるのに対して、h1は「宝曆頃は」とあって一致しないが、続いて「安永、天明の初は」とあるので、この「宝曆頃」は安永、天明の直前であり宝曆の直後である明和も含むと考えられ、内容上はほぼ見合っている。

H2 「同記」に襦袢も色々なりし〔割註〕按に襦は短衣、袷

は近身衣と字書にあれば、この服に当りたる名なれども出処未考へず「竜頭公案」九剥去襦袢見両乳下垂とあり、襦袢はじゆばんなるべし。元文ころ樺あさぎの小手袖なりしが、宝曆には花色中形染本袖或は広袖、明和には五分長とて袖口の外へ出るあり、又安永ころ胴着と号し緋羅紗狸々緋すためんにて襟袖なしの間着あり、又帯は元文ころ丹後琥珀昼夜織、宝曆には黒こはく縞真田云々、(巻二(服飾)別巻7 二五九ページ)

h2

襦袢は、元文の頃、樺色、すみる茶、浅黄の類にて、小手袖成りしが、宝曆の頃、茶色、はな色の中形染、本袖、広袖、明和の頃、五分長とて袖口の外へ出る、安永の頃、浅黄縮緬、縞縮緬、ひわ茶色、同頃、胴着と号し、緋羅紗、狸々緋、すためんに、襟袖なしの胴着也、帯は、縞じゆす、純子、はかた織、もんけんりんず、しゅちん、七子織、黒飛さや、紬じま、元文の頃、丹後琥珀、昼夜織、宝曆の頃、黒琥珀、縞糸真田、縞縮緬、上田の

変り縞、八丈縞、(二二二ページ上段・下段)

H2の波線部分「(襦袢も)色々なりし」は『衣食住の記』に対する編者のコメントである。h2の傍線部分をつなげばほぼH2に一致する。

H3 天明ころ緋はかた世に腹切帯と称す、ひどんす紫とび

は、は二寸五分なり、元文ころには四寸五分より段々広く、又宝曆より狭くなり安永初めには丸ぐけ帯の如し、天明に至て元文にかへり広くなる。(巻二上(服飾)別巻7 二五九ページ)

h3

天明の頃、緋はかた、世に腹切帯と称す、緋純子、紫飛、同幅は二三寸也、元文の頃、四寸五寸より段々広く、宝曆の頃より幅せまく、安永の初は、丸ぐけ帯の如く、天明の頃、元文に返り、広く成る、(二二二ページ下段)

ほぼ同文である。

H4

又云、安永天明衣服の紋廻太く二寸三寸に変わる、其頃はやり物によせて「三寸紋五寸模様」に日傘こはだの鮎に花が三文とあり、(巻二上(服飾)別巻7 二五九ページ)

h4

安永の末、天明の頃、白薄柿に返る、衣服の紋所大きく、二寸三寸に変わり、其頃の流行物を寄て、三寸紋五寸模様」に日傘こはだの鮎に花が三文(二二五ページ上段)

H4に「白薄柿に返る」がないが、ほぼ同文である。

I 「衣食住記」に享保頃二尺二三寸、元文には段々長くなり二尺五六寸三尺に余る、明和の頃短く享保にかへる、安永の末天明に又丈長く身巾ひろし、元文頃紐足の爪先へ届く云々（巻二上（服飾）別巻7 二六〇ページ）

i 紐は、平紐、細紐、黒紫花色の牡丹掛、元文の頃、長紐、足の爪先届くべし、宝暦の頃、しやか頭、明和、安永のびろうどのとらふ平打紐、天明の頃、細打紐、仕立、二尺二三寸、元文の頃より、段々長く、二尺五六寸、三尺に余る、明和の頃短く、享保に返る、安永の末、天明の頃に返り、丈長く、身幅広し、（二二四ページ上段・下段）

紐の種類や長さを話題にしているiのうち、長さにかかわる記述を抜き出し、「元文の頃、長紐、足の爪先届くべし」を末尾に置き換えるとIとなる。

J1 「衣食住の記」染にも上京物下京物は殊の外いやしめたり、元文ころ花色に白あがり細もやうの縫入墨絵、其後縞類に金糸紋、其後大名嶋市松小六染、丹後かすり縞二重格子赤小豆縞、宝暦のころ裙もやう八寸もやう五寸もやう、文字入の絞り染云々、（巻二上（服飾）別巻7 二六九ページ）

j1 染にも、上京物、下京物とて、下京物は殊の外いやし

め、元文の頃、花色に白上り、細模様の縫入墨絵、其後縞類流行出、縞に縫紋、羽二重縞、海黄縞、亀綾縞、丹後縞、金糸紋、其後、大名縞、市松染、小六染、丹後かすりじま、二重格子、赤豆縞、宝暦の頃、裾模様、八寸模様、五寸模様、文字入の絞り染、一つぶ鹿の子、麻の葉の浅黄鹿の子、忍ぶ摺、更紗染、（二二五ページ下段）

j1の傍線部をつなげばJ1となる。

J2 明和の初るかう茶上田八丈変り鳥、安永のころより縞ちりめんひがのこ、八丈のまがひ縞ひは茶、天明ごろ紫とび裏地は紅うら、軽き者甚三紅とて色あしきながらも赤きを裏の第一に用ひしに、元文の末より隠し裏とて紅うら裾通りを外の色にてつぎしが、後には裾通りを松皮立浪青海波の類を浅き御納戸茶に染分たるが宝暦の頃専らなりし、明和ころより紫うらはやり、安永天明に至りては裏もやう小紋むく専らなり（巻二上（服飾）別巻7 二六九・二七〇ページ）

j2 明和の初、路考茶、上田八丈、変り縞、安永の頃より、縞縮緬、緋鹿の子、八丈まがひ、縞ひわ茶、天明の頃、紫飛、同裏地、紅うら、軽き者は甚三紅とて、色悪敷ながら、赤きを裏の第一に用ひしに、元文の末より、隠し裏とて、紅うらに裾通りを外の色にて継しが、後には裾通りを、松皮、立皮、青海波の類を、浅黄、御納戸茶に染わけ、宝暦の頃専ら成りしが、明和の頃より、紫裏

流行出、安永、天明の頃、裏模様、小紋むく専ら也、(二一五ページ下段)
ほぼ一致する。

K

「衣食住の記」に、享保半頃迄途中にて価を出し食事せむ事思ひもよらず、煎茶もなく殊に行掛りに茶屋へ料理いひ付ても中々出来せず、其頃金竜山の茶屋にて五匁料理仕出し、行が、りに二汁五菜を出す、人々好みに随ひことの外はやる。其後両国橋の詰の茶屋深川洲崎芝神明前などに料理茶や出来、堺町にて一人前百膳といふもの出きてよりは又所々に出たり、湯島祇園豆ふ女川菜飯居酒やの大田楽湯豆腐始る、宝暦の始より吸もの小付飯大平しつぼくのうまみ金竜山の料理は跡なく、夫より宮地端々おびたゞしくわけて明和のころより辻々に軒を併ぶ

〔割註〕安永の頃より辻売の油あげ焼肴餅菓子唐菓子一夜すしくさく筆に及ばずと云り。(巻十上(飲食)別巻10 六〇ページ)

享保の半頃迄、浅草観音へ丸之内より出る其途にて、価を出し食事せん事、思ひも寄らず、煎茶もなく、殊に、行掛りに茶屋へ料理など申付ても、中々出来せず、一人前、二汁五菜、拾匁、廿匁にて仕出す、茶屋、塩町、両国、浅草などに一二軒有といへども、前日か当日の朝早く申付ねば出来ず、然るに、其頃金竜山の茶屋にて、五匁料理といへるを仕出し、行掛に申付けば、二汁五菜を仕出

k

す、人々の好に随ひ、殊の外流行、其後、両国橋詰の茶屋、深川洲崎、芝神明前杯に料理茶屋出来、堺町にて、一人百膳といふより、所々に出て、湯島の祇園どうふ、女川菜飯、居酒屋の大田楽、湯豆腐等初りて、宝暦の初頃より、吸物に附飯、大平、しつぼくのうまみ、金竜山の料理は跡形なく、夫より宮地端た夥敷、わけて明和の頃より、辻々に軒を並ぶる、安永の頃、辻売油あげ、焼肴、もち菓子、唐子、一夜ずし、不及筆、(二一六ページ下段)

kの傍線部をつなげばKとほぼ同文となる。Kの〔割註〕部分もkからの引用である。

L1

○「衣食住記」に享保の頃温飩蕎麦切菓子屋へ詔へ船切にしてとりよせたり、其後麴町へうたんやなどいふけんとんや出来、蕎麦切ゆで、紅がら塗の桶に入汁を徳利に入れて添来る、其後享保半頃神田辺にて二八即座けんとんといふ看板を出す〔割註〕か、ればそばをもうどん桶に入たり、二八そばといふこと此時始なるべし。(巻十上(飲食)別巻10 六七ページ)

11

享保の頃、うんどん、蕎麦切、菓子屋へ詔へ、船切にして取寄、其後、糺町ひうたん屋杯いふ舟切のけんどん屋出来、蕎麦切ゆで、べんがら塗の桶に入、露を徳利に入れて持来る、価は五分一匁より段々望にまかせ、是さへ調法せしに、其後享保の半頃、神田辺にて、二八即座け

うどん、と言かん板を出す、(二二七ページ下段)

「価は……調法せしに」の省略を除けば、ほぼ同文である。

L2 又云、夜鷹そば切、其後手打そば切、大平盛、宝曆の頃

風鈴蕎麦切品々出るとあれば、風鈴そばと夜鷹蕎麦とは殊なりとみゆ。(巻十上(飲食) 別巻10 六七ページ)

12 元文の頃より夜鷹蕎麦切、其後手打蕎麦切、大平盛り、

宝曆の頃、風鈴蕎麦切品々出る、(二二七ページ下段)

L2の「とあれば」の前までが引用とみるべきで、以下は編者の言である。

M 「衣食住の記」芝の神明祭礼には醴鮓の名物にて、右祭

礼の外は常に鮓あま酒の店売はなかりしに、芝辺にて醴を売はしめ鮓を売出し、近年おまんずし、わけて夜のにしき、鮓醴は三国一の名物になる(巻十上(飲食) 別巻10 八〇ページ)

m 芝神明祭礼には、醴、鮓の名物にて、大祭礼の外は、常

に、鮓、醴の店売はなかりしに、芝辺にて醴を売初、鮓を売出し、近年、お万鮓、わけて夜の錦鮓、醴は、三国一の名物に成る、(二二七ページ下段・二二八ページ上段)

ほぼ一致する。

N

「衣食住記」むかしに替らぬは目黒の粟餅三官飴云々、社前に犬多く有て御服の餅とて挽ものにて拵へ、ひつ形

の曲物の器に入、女乞食売て参詣の貴賤必求めて犬に給

させける事にて有しが、御鷹野の障りとて犬を狩捨られしより御服の餅跡かたもなし、といひしは宝曆の頃なるべし。(巻十上(飲食) 別巻10 一一三・一一四ページ)

n

むかしに不替は、目黒の粟餅、三官飴、目黒不動尊は、日本武尊東夷征伐の御形を祭りしとかや、尊前に犬多く有て、御腹の餅とて、挽物にて拵へ、少しいびつ形にして、曲物の器物に入、女乞食売て、参詣の貴賤必求めて、犬に給させる事にて有しが、御鷹野へ障りとて、犬を狩捨られしより、御腹の餅跡形もなし、(二二七ページ上段・下段)

nの「目黒不動尊は、日本武尊東夷征伐の御形を祭りしとかや」は当面の話題「飲食」に無関係なので、Nでは「云々」と省略している。それ故、「尊前」を「社前」に変えてもいる。Nの「ひつ形」は「いびつ形」の誤読か誤写であろう。「といひしは」の前までが引用である。

O 「衣食住の記」に、せむ茶も宇治信楽の名茶は下さまの

飲ことならざりしに、小袋の安売出一服一銭といふ茶店出しより、辻売の名茶明和のころより通り町を始め所々に腰かけ茶屋多くなれり(巻十上(茶) 別巻10 一七〇ページ)

o

煎茶も、宇治、しがらきの名茶は、下さまの吞事ならざりしに、小袋の安売出、一服一銭といふ茶店出しより、

辻売の名茶、明和の頃より、通町を始、所々に腰掛茶や風流、宇治、しがらきの匂ひふんぷんたり、(二一八ページ上段)

文末表現が異なるがほぼ同文である。

四

以上のように、『嬉遊笑覧』引用の『衣食住の記』は、『反古染』をそのまま、あるいは一部省略したり文を並べ替えたりしたものであることが看取される。加工の程度で分類すると以下のようになる。

ほぼ同文 .. B・C・D1・D2・F・G・H3・H4・

J2・L2・M・O

一部の省略 .. A・E・H2・J1・K・L1・N

省略と並べ替え.. H1・I

また、前節でみられた両者の食い違いのいくつかは、自筆本の『嬉遊笑覧』を対象にすると以下のように訂正できる。なお、自筆本は『嬉遊笑覧(一)』(岩波書店 二〇〇二年四月)による。

D2 下等のもの、きる物になりし……踏込に括る紐を付置

(『日本随筆大成』本)

下輩のもの、きる物になりし。……踏込に括り紐を付置

(自筆本 一三四ページ)

下輩の者の着る物に成りし、……踏込に括り紐を付置

(『反古染』)

E 黒丹後等なり(『日本随筆大成』本)

黒丹後専ら也(自筆本 二四〇ページ)

黒丹後専ら也(『反古染』)

H1 明和の頃より袖口広く裕の如し(『日本随筆大成』本)

明和のころより、袖口広く薄く裕のごとし。(自筆本

二九〇ページ)

明和の頃より袖口広く、薄く、裕の如し(『反古染』)

上にみるように、自筆本は『反古染』をより忠実に引用していることがわかる。これらは自筆本より後の誤写、誤植等である。

以上から『衣食住の記』は実質的に『反古染』と同一書であると指摘できる。内容が一致しても、『衣食住の記』は『反古染』を広く引用した別の書である、あるいは其の逆である、または両書ともに他の書物を焼き直したものであるといった可能性もゼロとはいえない。しかしその成立する蓋然性は低いだろう。

それは作者の点で一致することからもいえる。喜多村筠庭は『衣食住の記』の作者について「天明の今六十余歳とあり」(A)、「享保初より天明に至る六十余歳の人の記なり」(H1)と記している。これは『反古染』の自序の次の箇所からの引用である。

予、享保の初生れ、天明の今、六拾有余歳、過來し昔を思へば、扱も夢也、現也、(二二一ページ上段)

書名の不一致を考えてみたい。『反古染』の諸写本は未だ実見していないが、『国書総目録』『古典籍総合目録』を見る限り、

「衣食住の記」という異名はない。しかし、内容は正しく、衣・食・住の変遷をこの順序で記述するものである。また自序に次のようにあり、「衣食住の記」という題目であつてもうなすける。

五十年來の變化をつらくと案るに、わけて衣食住の三ツ、治れる御代の豊さに、綾羅錦繡を、卑となく貴となく身にまとひ、口に百肴の厚味、市店を並べ、家居の結構、物数寄の住居、隠れ家の風流、筆に尽すべからず、(二一ページ上段)

一方『反古染』と名付けた由来が次のように書かれているが、むしろこちらの方が内容にふさわしくない。

秋の頃、ひとり丸屋に灯をかゝげて、徒然と硯に向ひて、手習すさびし折りから、むかしの染もの、又は今の染衣、それくは巻染、これくは鹿子などいひけるくさくの染物、今やうは昔に替りし名目なれば、其名を昔にかへして、反古染と題号して、染色のくさくを書すさび侍る、(二一九ページ上段)

なお、『続燕石十種』本には宝暦三年写の識語があり、『国書総目録』にも宝暦三年写本が記載されているが、本文中に「天明の今」とある書が、天明を二、三十年遡る宝暦に書写されたとはS F的である。『反古染』の書誌には何らかの混乱がある。